

(第一類 第一号)

第十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第八号

(三三三)

昭和二十八年七月三日(金曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事大村 清一君 理事高橋 等君

理事八木 一郎君 理事早稻田 等君

理事上林 與市郎君 理事鈴木 義男君

理事松田 竹千代君

押谷 富三君 高橋 三郎君

長野 長廣君 船田 中君

牧野 寛索君 高橋 傳君

栗山 博君 島上 善五郎君

西村 榮一君 中 助松君

出席國務大臣

國務大臣 木村 篤太郎君

出席府委員

内閣官房長官 福永 健司君

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

保安行政次官 前田 正男君

保安行政官房長 上村 健太郎君

委員外の出席者

専門員 龜井 浩君

専門員 小関 紹夫君

七月三日

委員中村高一君辭任につき、その補

欠として岡良一君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員岡良一君辭任につき、その補欠

として中村高一君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員田中彰治君辭任につき、その補

欠として中助松君が議長の名で委

員に選任された。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号

同日

委員石橋漢山君辭任につき、その補

欠として松田竹千代君が議長の名

で委員に選任された。

同日

理事田中彰治君の補欠として松田竹

千代君が理事に當選した。

七月二日

軍人恩給復活に関する請願(吉川兼

光君紹介)(第二二二八号)

同(増田甲子七君紹介)(第二二二九

号)

同(佐瀬昌三君紹介)(第二二三〇号)

同(今村忠助君紹介)(第二二三一

号)

同(榎木庚子郎君紹介)(第二二三二

号)

同(庄司一郎君紹介)(第二二三〇二

号)

同(椎龍三郎君紹介)(第二二三〇三

号)

同(木村武雄君紹介)(第二二三〇四

号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二二三〇五

号)

同(原彪君)(改)紹介(第二三〇六

号)

同(外十四件)(松岡俊三君紹介)(第二

三〇七号)

同(黒金泰美君紹介)(第二三〇八

号)

同(荒船清十郎君紹介)(第二三〇九

号)

同(鐵治良作君紹介)(第二三一〇

号)

同(上塚司君紹介)(第二三一〇一

号)

同(外一件)(寺島隆太郎君紹介)(第二

三一二号)

増加恩給並びに傷病年金復活に關

する請願外十一件(逢澤寛君紹介)

(第二二九二一)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

恩給法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一三三三)

保安行政法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八一)

○稻村委員長 これより開會いたしま

す。

お諮りいたします。理事田中彰治君

より理事を辭任いたしたい旨の申出が

ありますが、これを許可して、その補

欠として松田竹千代君を理事に指名し

たいと存じますが、御異議ありません

か。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○稻村委員長 御異議がなければ松田

竹千代君を理事に指名いたします。

○稻村委員長 なおお諮りいたしま

す。恩給法の一部を改正する法律案及

び保安行政法の一部を改正する法律案を

日程に追加し、審査を進めるに御異議

ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○稻村委員長 御異議なければさよう

に決めます。

恩給法の一部を改正する法律案を議

題とし、その趣旨の説明を求めます。

福永官房長官。

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

恩給法(大正十二年法律第四十八

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「傷病年金」を「傷

病年金」に改め、同条第二項中「傷

病年金」を削り、「一時恩給」を「傷

病年金、一時恩給」に改める。

第六条中「普通恩給、増加恩給又

ハ傷病年金」を「普通恩給又ハ増加

恩給」に改める。

第八条第二項中「第六十五條ノ

第二項」を削る。

第十一條第一項に次の但書を加え

る。

但シ國民金融公庫及別ニ法律ヲ

以テ定ムル金融機關ニ担保ニ供ス

ルハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條から第四十條までを次

のように改める。

第三十一條乃至第四十條 削除

第四十六條ノ二を次のように改め

る。

第四十六條ノ二 公務員公務ノ為傷

病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾

ノ程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ

三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因

ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷

病賜金ヲ給ス

公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾

病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シ

タル後五年内ニ之ガ為不具癡疾ノ

程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ三

ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ

於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキ

ハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖

裁定庁ニ於テ恩給審査会ノ議ニ付

スルヲ相當ト認メ且恩給審査会ニ

於テ其ノ傷病ノ程度ガ公務ニ起因

シタルコト顯著ナリト議決シタル

トキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定

ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ

準用ス

傷病賜金ハ國家公務員災害補償法

(昭和二十六年法律第九十一號)

第十三條若ハ労働基準法(昭和二

十二年法律第四十九號)第七十七

條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ之ニ

相當スル給付ニシテ同法第八十四

條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ

受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ當

該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金

ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在

ラズ

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時

恩給ト併給スルヲ妨グズ

第四十八條第二項中「別表第一

表ノ二」を「別表第一号表」に改め

る。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第四十九條ノ二中「別表第一号表

ノ四ニ掲グル八項」を「別表第一

表ノ二ニ掲グル七項」に改める。

第四十九條ノ三を次のように改め

る。

第四十九條ノ三 傷病賜金ヲ給スベ

キ傷病ノ程度ハ別表第一号表ノ三

ニ掲グル五款トス

第五十條第三項を削る。

第五十五條第二項を削る。

第五十五條ノ二を削る。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

三條」に改める。

第五十六條中「前三條」を「前二

条」に改める。

第五十八条ノ二中「増加恩給及傷病年金」を「及増加恩給」に改める。

第五十八条ノ三第一項中「四十歳」を「四十五歳」に「四十五歳」を「五十歳」に改め、同条第二項中「傷病年金」を「傷病ノ程度別表第一号表ノ三ニ掲グル第一款証乃至第五款証ニ係ル傷病賜金」に改める。

第五十八条ノ四第一項中「六万五千円」を「八万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「三十九万五千円」を「五十四万円」に、「四十六万円」を「六十二万円」に、「五十九万円」を「七十八万円」に、「七十八万円」を「百万円」に改める。

第五十八条ノ五中「及傷病年金」第六十五条ノ三第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ含ム」を削り、「国家公務員災害補償法」(昭和二十六年法律第百九十一号)を「国家公務員災害補償法」に、「労働基準法」(昭和二十二年法律第四十九号)を「労働基準法」に改める。

第六十条第三項を削り、同条第六項中「第五十五條ノ二」を削る。第六十三條第三項を削り、同条第四項中「第五十四條第一項第二号若ハ第三号又ハ第五十五條ノ二」を「又ハ第五十四條第一項第二号若ハ第三号」に改め、同条第五項中「及第四項」を削る。

第六十五條第一項本文を次のように改める。
増加恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額及不具癡疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二号表ノ金額トス
第六十五條ノ二を次のように改める。

第六十五條ノ二 傷病賜金ノ金額ハ

退職當時ノ俸給年額及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三号表ノ金額トス

前条第一項但書ノ規定ハ傷病賜金ヲ給スベキ者ノ退職當時ノ俸給年額ニ付テ之ヲ準用ス

第四十六條ノ二第五項但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ノ金額ハ第一項ノ規定ニ依リ金額ト其ノ者ノ受ケタル国家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該当スルモノノ金額トノ差額トス

第六十五條ノ三 傷病賜金ヲ受ケタル後四年内ニ第四十六條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ増加恩給ヲ受ケルニ至リタルトキハ傷病資金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル

金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ

起算シ増加恩給ヲ受ケルニ至リタル月迄ノ月数ト四十八月トノ差月数ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜金ヲ之ヲ負担シタル国庫又ハ都道府県ニ返還セシム

前項ノ規定スル場合ニ於テハ増加恩給ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病賜金ヲ負担シ国庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ国庫傷病賜金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病賜金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病資金ノ返還ヲ受ケタル国庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病賜金ヲ負担シタル都道府県又ハ国庫ニ還付スベシ

第七十五條第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 公務員公務ニ因ル傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

第七十五條第二項中「乃至第四号」を「及第三号」に改める。
第七十九條ノ三を次のように改める。
第七十九條ノ三 第七十五條第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リ扶

助料ヲ受ケタル者国家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依リ遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補償又ハ給付ヲ受ケル事由ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ六年間其ノ扶助料ノ年額ト第七十五條第一項第一号ノ規定ニ依リ金額トノ差額ニ同条第二項ノ規定ニ依リ加給年額ヲ加ヘタル金額ヲ停止ス但シ停止年額ハ当該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相当スル金額ヲ超ユルコトナシ

第四項中第八十二條ノ二の次に次の一条を加える。
第八十二條ノ三 内閣総理大臣ハ国庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支給ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スベシ

に、「第一款証」を「第二款証」に改め、同表を別表第一号表ノ三とする。

傷病ノ程度		傷病ノ状態	
傷病ノ程度		傷病ノ状態	
第一款証		第一款証	
一 一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ		一 一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ	
二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ聴力ヲ一・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ		二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ聴力ヲ一・五メートル以上ニテハ辨別シ得ザルモノ	
三 一側腎臓ヲ失ヒタルモノ		三 一側腎臓ヲ失ヒタルモノ	
四 一側母指ヲ全ク失ヒタルモノ		四 一側母指ヲ全ク失ヒタルモノ	
五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ		五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ	
六 一側足関節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ		六 一側足関節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ	
七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ		七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ	

第二号表

退職当時ノ 俸給年額	三、八二、八〇〇円ヲ超	二、一三、六〇〇円ヲ超 下ノモノ	一、一八、二〇〇円ヲ超 下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超 下ノモノ	七九、八〇〇円ヲ超 下ノモノ	七九、八〇〇円以下ノ モノ
特別項症	一三九、二〇〇円	一三三、四〇〇円	一二七、六〇〇円	一二五、三〇〇円	一二一、八〇〇円	一一六、〇〇〇円
第一項症	一一二、八〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇三、四〇〇円	一〇一、五〇〇円	九八、七〇〇円	九四、〇〇〇円
第二項症	九〇、〇〇〇円	八六、三〇〇円	八二、五〇〇円	八一、〇〇〇円	七八、八〇〇円	七五、〇〇〇円
第三項症	四九、二〇〇円	四七、二〇〇円	四五、一〇〇円	四四、三〇〇円	四三、一〇〇円	四一、〇〇〇円
第四項症	二七、六〇〇円	二六、五〇〇円	二五、三〇〇円	二四、八〇〇円	二四、二〇〇円	二三、〇〇〇円
第五項症	二〇、四〇〇円	一九、六〇〇円	一八、七〇〇円	一八、四〇〇円	一七、九〇〇円	一七、〇〇〇円
第六項症						

特別項症ハ第一項症ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

別表第三号表を次のように改める。
第三号表

退職当時ノ 俸給年額	一一八、二〇〇円ヲ超 モノ	九七、八〇〇円ヲ超 モノ	七九、八〇〇円ヲ超 モノ	七九、八〇〇円以下ノ モノ
第一項症	九三、五〇〇円	九一、八〇〇円	八九、三〇〇円	八五、〇〇〇円
第二項症	七四、八〇〇円	七三、四〇〇円	七一、四〇〇円	六八、〇〇〇円
第三項症	六五、五〇〇円	六四、三〇〇円	六二、五〇〇円	五九、五〇〇円
第四項症	五六、一〇〇円	五五、一〇〇円	五三、六〇〇円	五一、〇〇〇円
第五項症	四六、八〇〇円	四五、九〇〇円	四四、六〇〇円	四二、五〇〇円

別表に次の二表を加える。

第四号表

退職当時ノ 俸給年額	率
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一七・〇割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割

二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一九・〇割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	二〇・五割ニ一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	二三・五割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	二四・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	二六・五割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二七・〇割

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一二・八割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一二・八割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給タル割合
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一四・三割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給タル割合
一八八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一四、六〇〇円ヲ超エ一八八、二〇〇円以下ノモノ	一五・四割

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、恩給法第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十八年七月分の恩給から、附則第三十三条の規定は昭和二十七年六月十日から、附則第三十六条の規定は昭和二十八年四月一日から適用する。

(法令の廃止)

第二条 左に掲げる法令は、廃止する。

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)

二 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)

(この法律施行前に給与事由の生じた恩給の取扱)

第三条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給については、この法

律の附則に定める場合を除く外、なお、従前の例による。

(現在に在職する者の在職年に附すべき加算年の取扱)

第四条 この法律施行の際現在に在職する者のこの法律施行後六月を経過する日の属する月までの在職年の計算については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法第三十八条から第四十条までの改正にかかわらず、なお、従前の例による。

(現に第七項の増加恩給又は傷病年金を受ける者の恩給の取扱)

第五条 この法律施行の際現在に第七項に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律

施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二(第三項を除く)の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給与することができるものとす

2 前項の規定により傷病賜金を給与する場合においては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつてはその者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつてはこの法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給(恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む)及び普通恩給(普通恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者の普通恩給を除く)又は傷病年金(改正前の同法第六十五条ノ二第三項の規定による加給を含む)を受ける権利を失つた

九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一五・四割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給タル割合
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一七・六割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給タル割合
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	一九・九割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・三割

ものとみなす。

(普通恩給の停止に関する改正規定の適用)

第六条 改正後の恩給法第五十八条ノ三及び第五十八条ノ四の規定は、この法律施行前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。但し、この法律施行の際現在に普通恩給を受ける者に改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、この法律施行の際現在に受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給することができ

る額は、支給するものとする。

2 この法律施行の際現在に在職する者でこの法律施行後六月以内に退職するものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その退職の際受ける年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給

することができる額は、支給するものとす。

(勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用)

第七条 この法律施行の際現在に在職する公務員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場合同において、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの実勤続在職年で改正前の恩給法第六十三条第三項(改正前の同法第六十三条第五項において準用する場合を含む)以下本項において同じ)の規定に該当するものを含むときは、当該実勤続在職年の年数から十七年を控除した残りの実勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

2 この法律施行の際現在に在職する警察監獄職員でこの法律施行後退職するものに普通恩給を給する場

合において、その在職年のうちに、この法律施行後六月を経過する日の属する月までの勤続在職年で改正前の恩給法第六十三条第三項の規定に該当するものを含むときは、当該勤続在職年の年数から普通恩給に於いての所要最短在職年の年数を控除した残りの勤続在職年について、同項の規定による割合をもつて加給するものとする。

(文官等の増加恩給及び扶助料の年額の改正)

第八条 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者(旧恩給法の特例に関する件(以下旧勅令第六十八号)という。)第五条に規定する増加恩給を受ける者及び附則第五条第一項に規定する者を除く。及び改正前の恩給法第七十五条第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、改正後の恩給法第六十五條又は第七十五条の規定により計算して得た年額に改定する。但し、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得)

第九条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号、以下「法律第三十一号」という。)による改正前の恩給法第二十

一条に規定する軍人(以下「旧軍人」という。)若しくは準軍人(以下「旧準軍人」という。)又はこれらの者の遺族のうち、左の各号に掲げる者は、この法律施行の時から、それぞれ当該各号に掲げる恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

一 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人で、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたものについては、旧軍人又は旧準軍人の普通恩給を受ける権利

イ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年(附則第二十一条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。以下本号において同じ。)が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に於いての最短恩給年限に達する者

ロ 旧軍人又は旧準軍人としての在職年(旧軍人以外の公務員としての在職年(附則第二十一条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年及び加算年を除く。))を計算するときは旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に於いての最短恩給年限に達する者

ハ 本号イ及びロに掲げる者以外の者で、この法律施行の際現に増加恩給を受けるもの

二 左に掲げる者の一に該当する旧軍人又は旧準軍人の遺族で、当該旧軍人又は旧準軍人の死亡

後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(旧軍人又は旧準軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具癱瘓で生活資料を得るものない者に限る。))については、旧軍人又は旧準軍人の遺族の扶助料を受ける権利又は資格

イ 旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けた者及びその後順位者たる遺族

ロ 本号イに掲げる者以外の者で、この法律施行前に公務に起因する傷病のため死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族であるもの

ハ この法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡した旧軍人又は旧準軍人で、この法律施行の日まで生存していたならば前号に掲げる者のに該当すべきものであつたものの遺族(本号イに掲げる者を除く。)

三 下士官以上の旧軍人若しくは旧準軍人としての引き続き実在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。又は、旧勅令第六十八号第一條に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者(以下「旧軍属」という。))から旧軍人に転じた者並びに旧軍属から引き続いて旧軍人になつた者

で旧軍属から旧軍人になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍属及び旧軍人としての引き続き実在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されていた実在職年を除く。))が、七年以上であり、且つ、旧軍人の普通恩給に於いての最短恩給年限に達しないもの(以下本条において「実在職年七年以上の旧軍人」という。)のうち、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者については、旧軍人の一時恩給を受ける権利

四 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した実在職年七年以上の旧軍人の遺族(第二号ハに掲げる者を除く。で、当該旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたもの(実在職年七年以上の旧軍人の子については、この法律の施行の際未成年である者又は不具癱瘓で生活資料を得るものない者に限る。))については、旧軍人の遺族の一時扶助料を受ける権利

2 退職後この法律施行前公務に起因する傷病に因らないで死亡した実在職年七年以上の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項(第一号から第三号ま

2 退職後この法律施行前公務に起因する傷病に因らないで死亡した実在職年七年以上の旧軍人の遺族については、当該旧軍人がその退職の日において死亡したものとみなして前項(第一号から第三号ま

をを除く。の規定を適用する。

(兵たる旧軍人に対する一時恩給)

第十条 兵たる旧軍人で、兵たる旧軍人としての引き続き実在職年が七年以上であり、且つ、普通恩給を給されないもの(以下「兵たる旧軍人」という。)のうち、失格原因がなくて退職し、且つ、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、一時恩給を給するものとする。

(兵たる旧軍人の遺族に対する一時扶助料)

第十一条 在職中公務に起因する傷病に因らないで死亡した兵たる旧軍人で、その死亡を退職とみなすときは前条の規定により一時恩給を給されるべきものの遺族のうち、当該兵たる旧軍人の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつた者(兵たる旧軍人の子については、この法律施行の際未成年である者又は不具癱瘓で生活資料を得るものない者に限る。))に対しては、一時扶助料を給するものとする。

2 前条に規定する兵たる旧軍人で、退職後その法律施行前に公務に起因する傷病に因らないで死亡したものの遺族については、当該兵たる旧軍人が退職の日において死亡したものとみなして前項の規定を適用する。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合における俸給年額)

はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合においては、附則別表第一に定める旧軍人又は旧準軍人の各階級に付する仮定俸給年額をもつて、それぞれの階級に付する俸給年額とする。

2 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額の計算については、前項の俸給年額をもつて恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額の計算に關する恩給法の規定の号俸又は級俸とする。

(旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額)
第十三条 旧軍人又は旧準軍人に給する普通恩給の年額は、實在職年の年数に左の各号に定める率を前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に付する同条第一項の俸給年額)に乘じたものとする。

在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に付するの所要最短在職年数未満の場合にあつては、百五十分の五十

二 實在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に付するの所要最短在職年数をこえる場合に於ては、百五十分の五十に所要最短在職年数をこえる一年ごとに百五十分の一を加えたものとする。

三 實在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に付するの所要最短在職年数未満である場合(増加恩給を併給される者を除く)にあつては、百五十分の五十から所要最短在職年数に不足する一年ごとに百五十分の

三・五を減じたもの。但し、百五十分の二十五を下らないものとする。

(旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額)
第十四条 附則別表第一から第十一までの規定により旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、附則別表第二の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額の十二分の一に相当する金額に實在職年の年数を乗じたものとする。

(下士官以下の旧軍人に給する傷病賜金)
第十五条 第一目証から第四目証までに係る傷病賜金については、この法律施行後給付事由の生ずるものについて、第二項に規定する場合を除く外、なお、従前の例による。

2 第一目証又は第二目証に係る傷病賜金(昭和二十八年三月三十一日以前に給付事由の生じたものを除く)の金額は、退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定められた附則別表第二の金額とする。

(旧軍人及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得)
第十六条 附則別表第一の規定は、旧軍人及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得に關する。この場合において、左の表の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

条 項	読み替へられる字句	読み替へる字句
附則別表第一 項第一号イ	旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に付するの所要最短在職年額	旧勅令第六十八号第一條に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者(以下「旧軍属」という)で警察監獄職員以外の公務員たるものにあつては警察監獄職員以外の公務員(旧軍人を除く)の普通恩給、警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給に付するの所要最短在職年額
附則別表第一 項第一号ロ	旧軍人以外の公務員としての在職年	旧軍属でない公務員としての在職年
附則別表第一 項第一号ハ	旧軍人又は旧準軍人の普通恩給に付するの所要最短在職年額	警察監獄職員以外の公務員たる旧軍属にあつては警察監獄職員以外の公務員(旧軍人を除く)の普通恩給、警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給に付するの所要最短在職年

附則別表第一 項第三号	下士官以上の旧軍人で、旧軍人若しくは旧準軍人としての引き続く實在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となるべき俸給年額に算入されていた實在職年を除く)又は、旧勅令第六十八号第一條に規定する軍人軍属のうち旧軍人及び旧準軍人以外の者(以下「旧軍属」という)から旧軍人に転じた者並びに旧軍属から引き続いて旧軍人になつた者で旧軍属から旧軍人になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍属及び旧軍人としての引き続く實在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となるべき俸給年額に算入されていた實在職年を除く)が、七年以上であり、且つ、旧軍人の普通恩給に	旧軍属で、旧軍属としての引き続く實在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となるべき俸給年額に算入されていた實在職年を除く)又は、下士官以上の旧軍人から旧軍属に転じた者並びに下士官以上の旧軍人から引き続いて旧軍人になつた者で下士官以上の旧軍人から旧軍属になつた場合が恩給法第五十二条第一項の規定に該当するものにあつては、その旧軍人及び旧軍属としての引き続く實在職年(旧勅令第六十八号施行前に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎となるべき俸給年額に算入されていた實在職年を除く)が、七年以上であり、且つ、警察監獄職員以外の公務員たる旧軍属にあつては警察監獄職員以外の公務員(旧軍人を除く)の普通恩給、警
----------------	---	--

ついでに最短恩給年限に達しないもの（以下本条において「実在職年七年以上の旧軍人」という。）

警察監獄職員たる旧軍属にあつては警察監獄職員の普通恩給についてそれぞれの最短恩給年限に達しないもの（以下本条において「実

附則第九條第一項第四号及び第二項

実在職年七年以上の旧軍人

在職年七年以上の旧軍属という。）
実在職年七年以上の旧軍属

（旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額）

第十七条 旧軍属又はその遺族に給する年金たる恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該旧軍属の退職又は死亡の時からこの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

2

附則第十三条の規定は、旧軍属に給する普通恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額（昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に対応する同条第一項の俸給年額）」とあるのは「附則第十七条第一項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五（警察監獄職員たる旧軍属にあつては、百五十分の三・五）」と読み替へるものとする。

（旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額）

第十八条 旧軍属又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、当該旧軍属に普通恩給を給するものとしたならば前条第一項の規定により普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

類は、当該旧軍属に普通恩給を給するものとしたならば前条第一項の規定により普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に実在職年の年数を乗じたものとする。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の増加恩給の年額の改定）

第十九条 この法律施行の際現に旧勅令第六十八号第五条に規定する増加恩給を受ける者については、この法律施行の日属する月分以降、その年額を、改正後の恩給法第六十五号の規定により計算して得た年額に改定する。

2

前項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、増加恩給の加給年額については、この限りでない。

（旧勅令第六十八号第二條の規定の適用を受けた公務員及びその遺族の恩給）

第二十條 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。以下第五項までにおいて「一般公務員」という。）で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けたもの又は一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもののうち、旧勅令第六十八号第二條の規定の適用を受けた者については、同条

の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通過して、この法律施行の日から普通恩給若しくは扶助料を給し、又はこの法律施行の日属する月分以降現に受ける普通恩給若しくは扶助料を改定する。

2 この法律施行前に死亡した一般公務員でこの法律施行の日まで生存していたならば前項に規定する一般公務員に該当すべきであつたものの遺族又はこの法律施行前に恩給法に規定する扶助料を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員の遺族でその事由に該当しなかつたならば同項に規定する一般公務員の遺族に該当すべきであつたものの後順位者たる遺族については、この法律施行の時から、当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料を給し、又はこの法律施行の日属する月分以降、現に受ける扶助料を当該死亡した一般公務員が同項の規定により給されるべきであつた普通恩給に基く扶助料若しくは当該先順位者たる一般公務員の遺族が同項の規定により給されるべきであつた扶助料に改定する。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八号施行後この法律施行前に退職した一般公務員及び旧勅令第六十八号施行前に退職した一般公務員で旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けたものうち、旧勅令第六十八号第二條の規定の適用を受けた者若しくはその遺族又は旧勅令第六十八号施行後この法律施行前に死亡した一般公務員の遺族及び旧勅令第六十八号施行前に死亡した一般公務員の遺族で旧勅令第六十八号施行前に扶助料を受ける権利の裁定を受けたもの（前項に規定する遺族を除く。）のうち、旧勅令第六十八号第二條の規定の適用を受けた者若しくはその後順位者たる遺族については、第一項中「同条の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年を通過して」とあるのは、「旧勅令第六十八号第二條の規定により恩給の基礎在職年から除算された在職年（附則第二十一條の規定により恩給の基礎在職年に算入されない在職年を除く。）を通過して」と読み替へるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に普通

恩給又は扶助料を受けない者で、左の各号に掲げるものについては、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した一般公務員

二 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した一般公務員の遺族

三 前号に掲げる者以外の一般公務員の遺族で、当該一般公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当したもの

四 前二号に掲げる者以外の一般公務員の子で、この法律施行前に成年に達したものの（不具發疾で生活資料を得るのみのない子を除く。）

5 この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族に第一項（第三項において準用する場合を含む。）又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により給すべき恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額は、これらの者が、当該一般公務員の退職又は死亡の時からの法律施行の日まで年金たる恩給を給されていたものとし

たならばこの法律施行の際受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額とする。

6 附則第十三条の規定は、第一項

(第三項において準用する場合を含む。)及び第二項(第三項において準用する場合を含む。)の規定により給する恩給の年額について準用する。この場合において、同条中「実在職年」とあるのは「在職年(旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として在職年にあつては実在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の在職年にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。)」と、「前条の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき俸給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧準軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に對應する同条第一項の俸給年額)」とあるのは「この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受けない一般公務員又はその遺族にあつては附則第二十条第五項の規定による恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額、この法律施行の際現に普通恩給又は扶助料を受ける一般公務員又はその遺族にあつては当該恩給の年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)」と読み替へるものとする。

2 旧軍属としての実在職年は、左の各号に掲げるものを除く外、恩給の基礎在職年に算入しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者(在職年が普通恩給に於いての最短恩給年限に達しない者で第七項に係る増加恩給を受けていたものを除く)の当該普通恩給の基礎在職年に算入されたいものとする。

二 前号に掲げる実在職年以外の引き続く七年以上の実在職年を除く外、旧陸軍又は海軍部内の旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)としての引き続く実在職年にこれに引き続く旧軍人、旧準軍人又は軍属としての引き続く実在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年

四 前三号に掲げる実在職年を除く外、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)としての引き続く実在職年にこれに引き続く旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年及び更にこれに引き続く旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)としての引き続く実在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年

た者(在職年が普通恩給に於いての最短恩給年限に達しない者で、第七項に係る増加恩給を受けていたものを除く)の当該普通恩給の基礎在職年に算入されたいものとする。

3 旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く)としての実在職年に附すべき加算年のうち、旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者(在職年が普通恩給に於いての最短恩給年限に達しない者で、第七項に係る増加恩給を受けていたものを除く)の当該普通恩給の基礎在職年に算入されたいものとする。

2 附則第九条、第十六条又は第二十条の規定により普通恩給を給されるべき者が、この法律施行の際現に公務員として在職する場合においてはその公務員を退職する日の属する月まで、この法律施行の

際現に恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当している場合においてはその事由の止む日の属する月まで、それぞれ当該普通恩給を停止する。

(恩給の選択)

第二十三条 附則第九条、第十六条、第二十條又は第二十六條の規定により二以上の年金たる恩給を給すべき場合及び年金たる恩給を受ける者にこれらの規定により年金たる恩給を給すべき場合においては、改正後の恩給法第八條の規定を適用する。

(改正後の恩給法別表第二号表から別表第五号表までの規定の読替)

第二十四条 旧軍人、旧準軍人及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員(旧軍人を除き、旧準軍人以外の公務員に準ずる者を含む。以下本条において「退職公務員」という。)並びにこれらの者の遺族に給する恩給の年額の計算について改正後の恩給法別表第二号表から第五号表までの規定を適用する場合においては、これらの表中、附則表第三上欄に掲げるものは、退職公務員及びその遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については同表中下欄に掲げるものに、それぞれ読み替へるものとする。

(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給についての恩給法の規定の適用)

第二十五条 旧軍人若しくは旧準軍

人又はこれらの者の遺族に給する恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法の規定を適用する。

(旧勅令第六十八号第八條第一項の規定により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の当該権利又は資格の取得)

第二十六条 旧恩給法の特例に関する件の措置に關する法律による改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項(以下本条において「改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項」という。)の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本条において同じ)若しくはその遺族又は改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項の規定により恩給を受ける権利若しくは資格を失つた公務員の遺族は、附則第九条又は第十六條の規定により恩給を受ける権利又は資格を取得する場合を除く外、この法律施行の時から、これらの者が失つた恩給を受ける権利又は資格に相當するこの法律の附則の規定及び改正後の恩給法の規定による恩給を受ける権利又は資格を取得するものとする。

2 前項の規定は、左の各号に掲げる公務員又はその遺族については、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該當した公務員

二 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける

十七條 昭和二十年九月二日が
引き続き公務員（公務員に準ず
る者を含む。）として海外にあつて
た帰国していない者（以下「未
還公務員」という。）に対して
その者が左の各号の一に該当
する場合においては、それぞれ当
号に掲げる日に退職したもの

祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものがある場合において、これらの者から請求があつたときは、同項第一号に該当する者に給する普通恩給の給與は昭和二十八年八月から、同項第二号に該当する者に給する普通恩給の給與は同号に規定する日の属する月の翌月から始めるものとする。

が帰国後においても引き続き公
務員として在職する場合又は帰国
後引き続き公務員若しくは公務
員とみなされる職員となつた場合
においては、同項第一号及び第二
号に掲げる者については適用がな
かつたものとみなし、同項第三号
に掲げる者については適用しない
ものとする。但し、第二項及び第
三項の規定により給された普通恩
給は、返還することを要しないも
のとする。

（この法律施行後給する文官等の
普通恩給の年額）

第二十八條 附則第十三條の規定

第十六条、第十九条、第二十条又は第二十六条の規定によりこの法律施行の日の属する月分から年金たる恩給を受ける者に対しては、この法律が昭和二十八年四月一日から施行されていたものとしたならば給されるべきであつた恩給その者が昭和二十八年四月一日

戦時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相当する金額に、昭和二十八年四月一日（同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族については、その退職又は死亡の日の翌日）から各支給期末日までの当該金額に対する利子（利率は、年六分とする。）を加えた金額とする。

和二十七年法律第二百七十七号)による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者にこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合において、その増加恩給を受ける者又は扶助料を受ける者)その扶助料が扶養遺族について加給される場合にあつては、その扶助料を受ける者及びその扶養遺族とし、その扶助料を受ける者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本項において同じ。)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合にあつては、その扶助料を受ける者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族とする。)に対する昭和二十八年四月以降の障害年金又は遺族年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則第十四項の規定により遺族年

金とみなされるものを含む。)の額は、これらの者に支給する恩給(増加恩給を受ける者にあつては、普通恩給を含む。)の額から控除する。
2 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有する者で、この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利又は資格を取得すべきものが、遺族年金を受ける権利を失なかつた場合においては、その者は、この法律の附則の規定の適用については、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。
(總理府設置法の一部改正)
第三十二条 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中恩給法特例審議会の項を削る。
(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三条 恩給法の一部を改正す

る法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十条第二項第七号中「第四項」を「第五項」に改める。
第三十四条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十項中「従前のこれらの規定」の下に「同法第六十二条については、同条の規定中第三項及び第四項の規定並びに同条第六項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分とし、同法第六十四条については、同条第三項の規定中第六十条第三項の規定を準用する部分を除いた部分とする。」を加える。
(恩給法を準用される者の勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用)
第三十五条 附則第七条の規定は、恩給法以外の法律によつて恩給法の規定が準用される者に対して、

前条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、附則第七条第一項中「改正前の同法第六十三条第五項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二条第六項又は第六十四条第三項(同法第六十条第三項を準用する部分に限る。)」と、同条第二項中「改正前の恩給法第六十三条第三項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二条第三項又は第四項」と、同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。
(北海道開発関係保職員に対する恩給法の準用)
第三十六条 昭和二十八年三月三十一日において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八

条の規定に基く国の公共事業又は産業経済の支弁に係る北海道開発に關する事務に従事する地方事務官又は地方技官であつた者が、引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合(その地方事務官又は地方技官が引き続き地方事務官又は地方技官として在職し、更に引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む。)においては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条の規定の適用がある場合を除く外、これを文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。
2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により恩給法の規定を準用する場合に準用する。

附則別表第一

階	級	仮定俸給年額
大將		四九四、四〇〇円
中將		三九〇、〇〇〇
少將		二九二、八〇〇
大佐		二四四、八〇〇
中佐		二二八、〇〇〇
少佐		一八六、〇〇〇
大尉		一四六、四〇〇
中尉		一一五、二〇〇
少尉		九九、六〇〇

准士官	八七、六〇〇
曹長又は上等兵曹	七三、二〇〇
軍曹又は一等兵曹	七〇、八〇〇
伍長又は二等兵曹	六八、四〇〇
兵長	六〇、六〇〇
上等兵	五八、八〇〇
一等兵	五七、〇〇〇
二等兵	五五、二〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第二

傷病の程度	退職当時の 俸給年額	
	第一目 症	第二目 症
	六〇、六〇〇円をこえ七三、 二〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円以下のもの
	二六、八〇〇円 一七、九〇〇円	二五、五〇〇円 一七、〇〇〇円

附則別表第三

(d) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上	中	下
三二八、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二八三、二〇〇円ヲ超ユルモノ	二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二二一、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(e) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

上	中	下
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(f) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合

上	中	下
四六五、六〇〇円以上ノモノ	三三八、四〇〇円以上ノモノ	二九二、八〇〇円以上ノモノ
三九八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	二九二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二五四、四〇〇円ヲ超ユルモノ
五、六〇〇円未満ノモノ	八、四〇〇円未満ノモノ	二、八〇〇円未満ノモノ
四六五、六〇〇円ヲ超ユルモノ	三三八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	二九二、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二五九、二〇〇円ヲ超ユルモノ	一九九、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一七四、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
二四九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一九二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
二六八、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二〇六、四〇〇円ヲ超ユルモノ	一八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
九一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、〇〇〇円ヲ超ユルモノ
八二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超ユルモノ	八二、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	七三、二〇〇円ヲ超ユルモノ
八〇、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	六八、四〇〇円ヲ超ユルモノ	六〇、六〇〇円ヲ超ユルモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

○福永政府委員 ただいま議題となり
ました恩給法の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由及び内容
の概略を御説明申し上げます。

昭和二十年十一月二十四日連合国最
高司令官から「恩給及び恩与」と題す
る覚書が発せられ、これを実施するた
め恩給法の特例に関する件が制定さ
れ、昭和二十一年二月一日勅令第六十
八号をもつて公布即日施行せられたの
であります。

この勅令によつて、その
第一条に規定された旧軍人軍属及び
その遺族の傷病恩給以外の恩給は廃止
せられ、その傷病恩給は、一定条件の
もとに制限支給されることになつて今
日に至つたのであります。ところでこ
れら旧軍人軍属及びその遺族に對しま
しては、今次大戦の終りに至るまで
は、一般公務員及びその遺族と同じ
く、恩給が給されてきたことは御承知
の通りであります。これらの人々の
みが恩給を給されなくなつたのは、ま
つたく右覚書によるものであります。

平和条約が発効し、わが国の独立を見
るに至りました今日、なおこのよう
な状態に放任し、旧軍人軍属及びその遺
族の恩給の廃止及び制限を続けま
すことは、好ましくないことと考えら
れるのであります。さきに總理府に設け
られました恩給法特例審議会において
は、これら旧軍人軍属の恩給に關する
重要事項に關し調査審議の結果、国家
財政の現状及び国民感情の動向等を勘
案し、旧軍人軍属及びその遺族に對
し、相當の恩給を給すべきものと認
め、特に遺族、重傷病者及び老齢者に
重点を置いて給すべき恩給の内容等を
決定し、これを昨年十一月二十二日政

府に對し建議いたしましたのであります。

政府は、この建議の趣旨を尊重し、こ
れら旧軍人軍属及びその遺族に對し、
かつてこれらの人々と同じく恩給を給
されてきた公務員と、恩給の取扱ひの
点において、差別しないことを旨とし
つつ、国家財政の現状を考慮し、本
年度予算の許す範囲内において、恩給
を給することとしたそうとするのが、
この法律案の主要な事項の一でありま
す。

次に、現行恩給制度は、終戦以來今
日まで、たび／＼改正されたのであり
ますが、これらの改正は、いずれも旧
軍人軍属及びその遺族の人々の恩給が
廃止または制限されている現実のもと
に行われたのであります。もしも
かりに旧軍人軍属及びその遺族の恩給
が、今日のごとく廃止または制限され
ていなかったとしますならば、国家財
政等から考えましても、当然現行恩給
制度の实体は、相當改変されたであつ
たらうと察せられます。従つてこのた
び旧軍人軍属及びその遺族に對して恩
給を給しようとするのに伴ひ、国家財
政の現況、国民感情その他の諸種の事
情を考慮に入れて、現行恩給制度に對
し、若干の改正を加えることとしたそ
うとするのが、この法律案の主要な事
項の二であります。

なお右のほか、制度の改正等に伴
ひ、恩給法に若干の改正を加えよう
するのであります。

以上がこの法律案を提出した理由及
びその内容の概要であります。何とぞ
慎重御審議の上、すみやかに御賛成あ
らんことをお願いいたします。

○稻村委員長 なお三橋恩給局長の補
足説明を求めます。

○三橋恩給局長 恩給法の一部を
改正する法律案につきまして、その改
正の主要な事項について説明を申し上
げたいと存じます。

第一に、現行恩給制度に改正を加え
ようとする主要な事項について申し上
げます。

在職年に対する加算制度は、實際、
在職しなかつたにもかかわらず、在職
したものととして取扱ひ、いわば想像上
の在職年を實際の在職年に加えて在職
年を計算し、恩給を給しようとする趣
旨によるものであります。勢ひ、短
期、若年退職者に恩給を給し、かつ、
恩給金額の増大を來す結果となるもの
であります。今日のごとき脆弱な国家
財政のもとにおいては、かかる制度を
存しつつ、旧軍人軍属及びその遺族に
恩給を給することは困難と思われま
す。そこでこれらの事情その他諸般の
事情を考慮し、旧軍人軍属及びその遺
族に恩給を給するにあたりましては、
加算はすべてつけないこととし、その
在職年は、實在職年のみをもつて計算
することとしたそうとするのでありま
す。かかる事情からいたしまして、現在
加算制度も、条項上存置すべき理由の
ないもののように思われますばかりで
なく、現に、加算がつけられていた業
務または在職に對しましては、從來、
一般的に俸給のほかに手当が給せら
れ、その手当は、恩給金額計算の基礎
俸給に算入されていなかったものであ
りますが、最近の公務員の給与におきま
しては、これらの公務員の給与におきま
しては、これらの業務に従事する人々
や、これらの在職者に對しましては、
一般公務員に對し適用される俸給号俸
よりも割よい俸給号俸が適用され、こ
れらの人々に対する給与が改善されま

した結果、一般公務員に比して割よい
俸給が、これらの人々の恩給金額計算
の基礎俸給になつてゐるのが通例であ
ることを考えますと、加算を存置する
理由は、いよ／＼／＼少なくなつて來てゐる
ように思われます等の諸種の事情を考
慮して、今後在職年に対する加算は廢
止し、恩給の基礎在職年は、實在職年
のみをもつて計算することとし、ただ
すでに恩給を給されてゐる者及びこの
法律施行の際現在に在職してゐる者のこ
の法律施行後六箇月までの在職年につ
きましては、從來通りの取扱ひをいた
そうとするのがその第一であります。
この法律案中、恩給法第三十八條から
第四十條までの改正規定、恩給法別表
第一号表の削除、並びに附則第三條及
び第四條の規定がこれに關するもので
あります。

次に現行恩給法におきましては、公
務員の外國勤務の實際在職年が十七
年を越える場合並びに警察監獄職員及
び教育職員の勤務在職年が普通恩給所
要最短在職年限を越える場合において
は、普通恩給年額を計算する場合に、
その越える年数に應じ、通例の場合に
比し、若干の恩給加給の取扱ひをする
ことになつてゐるのであります。が、外
國勤務の實際在職年に対する加給に
つきましては、その事例も乏しく、か
つ、外國勤務事情の變化等により、そ
の存置の理由も少く、また、警察監獄
職員及び教育職員につきましては、こ
の制度の設けられまゝのところから考え
ますと、一般公務員に比較して、その
給与が相當改善され、これを存置する
理由の消滅しましたこと等によりまし
て、この際、この取扱ひを廢止し、た
だ、すでに退職してこの加給を受けてい

る者及びこの法律施行の際現在に在職し
てゐる者のこの法律施行後六箇月まで
の在職年につきましては、從來通り加
給することとしたそうとするのがその
第二であります。この法律案中、恩給
法第六十條第三項、第六十三條第三項
及び第五項の改正規定並びに附則第三
條、第七條、第三十四條及び第三十五
條の規定がこれに關するものでありま
す。

次に、現行恩給法におきましては、
普通恩給は、これを受ける者が、四十
才未満の場合はその全額、四十才以上
四十五才未満の場合はその半額、四十五
才以上五十才未満の場合はその三割の
額を停止されることになつてゐるので
あります。が、最近の公務員の退職時の
年齢の上昇及び國家財政の現状等を勘
案し、右年齢を五才ずつ引上げること
とし、この停止に關する取扱ひは旧軍
人軍属についても適用することとし、
ただ、現に、普通恩給を受けてゐる者
及びこの法律施行後六箇月以内に退職
する者につきましては、從來通りの停
止をいたそうとするのがその第三であ
ります。この法律案中、恩給法第五十
八條の三の改正規定並びに附則第六條
及び第二十五條の規定がこれに關する
ものであります。

次に、現行恩給法におきましては、
恩給年額が六万五千円以上で、恩給外
の所得年額が、三十三万円を越える場
合には、恩給年額と恩給外の所得年額
との合算額に應じて普通恩給年額の一
部を停止することになつてゐるのであ
ります。が、昨秋、公務員の給与水準が
引き上げられたこと及び經濟事情の変
動等に伴ひまして、右金額を若干引上
げることとし、恩給年額八万円以上

で、恩給外の所得年額が四十六万円を越える者につきまして、従来の方法に準じて恩給年額の一部を停止することとし、この停止に関する取扱いは、旧軍人軍属にも適用することとしたそうとするのがその第四であります。この法律案中、恩給法第五十八条ノ四の改正規定並びに附則第六条第二十五条の規定がこれに関するものであります。

次ぎは、現行恩給法におきましては、いわゆる公務傷病恩給または公務扶助料につきましては、特殊公務による場合と普通公務による場合とに区別してあるものであります。特殊公務と申しますのは、軍人恩給停止制限当時の恩給法に規定された戦禍または戦禍に準ずる公務に相当するものでありまして、もと／＼戦禍に由来するものであり、軍務に服し、傷病にかかり、または死亡した者について、それが、戦禍に起因するものであるか、または普通公務に起因するものであるかは、容易に区別しがたい場合が少なくないのであります。今次戦争におきましては、その特殊事情にかんがみまして、一層その感を深くするのであります。従つて、旧軍人軍属及びその遺族に恩給を給するにあたりましては、その区別を廃止いたしまして恩給を給することが、公平な恩給給与の見地から考えまして妥当であると思われましますのみならず、一般公務員の場合におきまして、これと同様に、この区別の困難な場合も少なくないのであります。また、いやしくも公務に起因して傷病にかかり、または死亡した場合、その公務の種類によつて、一般公務員の恩給取扱についてのみ、こま／＼しい差別をつけることは適当でないと思われまします。

ので、この区別を廃止いたそうとするのがその第五であります。この法律案中、恩給法第四十九条の改正規定及び別表第一号表ノ三の削除並びに附則第二十五条の規定がこれに関するものであります。

次に、現行恩給法におきましては、増加恩給年額は、退職当時の俸給年額に、傷病の程度により定めた一律の割合を乗じて計算することになつてゐるものであります。これを改めて軍人恩給停止制限当時の恩給法の例にならう、退職当時の俸給年額により、数個の区分を設けまして、その区分ごとに傷病の程度により定めた定額の増加恩給を給することとし、その年額は、傷病の程度の高い者に割よく、また同程度の傷病者につきましては、俸給年額の少い者ほど、従つて、旧軍人軍属については階級の低い者ほど、割よくなるようにいたそうとするのがその第六であります。この法律案中、恩給法第六十条第一項及び別表第二号表の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十四条、第二十五条及び附則別表第三の規定がこれに関するものであります。

次に、現行恩給法におきましては、公務扶助料年額は、普通扶助料年額に一律の割合を乗じて計算することになつてゐるものであります。これを改めて、軍人恩給停止制限当時の恩給法の例にならう、公務員死亡当時の俸給年額により数個の区分を設けまして、その区分ごとに定めた割合を、普通扶助料の年額に乘じて計算することとした。その割合は、俸給年額の少い公務員の遺族ほど、従つて旧軍人軍属の遺族ほど、従つて旧軍人軍属の遺族にあつては階級の低い者の遺族ほど、割よくなるようにいたそうとするのがその第七であります。この法律案中、恩給法第七十五条第一項、別表第四号表及び第五号表の改正規定並びに附則第三条、第八条、第二十四条、第二十五条及び附則別表第三の規定がこれに関するものであります。

次に、現行恩給法におきましては、公務傷病者に対しては、特別項証及び第一項証から第七項証までの増加恩給の傷病年金が、年金たる恩給として給されてゐるのであります。増加恩給第七項証及び傷病年金程度の傷病者に對しましては、昭和八年九月以前の恩給法においては、一時金が給されてゐたのであります。現在の国家財政等を考慮いたしまして、この程度の傷病者に対しては、一時金たる傷病賜金を給することとしたそうとするのが、その第八であります。この法律案中、恩給法第四十六条ノ二、第四十九条ノ二、第四十九条ノ三、第六十五条ノ二、第六十五条ノ三、別表第一号表ノ二、第一号表ノ三、及び第三号表の改正規定並びに附則第三条、第五条、第二十四条及び附則別表第三の規定がこれに関するものであります。

第二に、旧軍人軍属及びその遺族の恩給につきまして申し上げます。旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事項につきましては、この法律案の附則に規定されてゐるのであります。この附則に規定のない事項につきましては、この法律案の附則第二十五条に規定されてゐることと恩給法の規定を適用して恩給を給しようとするものであります。従つて、この法律案の附則に規定された主要な事項について申し上げます。

すとなつてゐるものとあります。すなわち旧軍人軍属またはその遺族に、今後給する普通恩給及び扶助料につきましては、改正後の恩給法の趣旨により、実在職年によつて計算した基礎在職年と退職当時の俸給年額をいづゆるベイスアップした仮定俸給年額によつて恩給金額を計算することとし、ただすでに軍人恩給停止制限前に恩給を給せられ、恩給をもつて、その生活の資に供してゐた人々に対しては、この事実を照し、実在職年のみをもつて計算し、恩給年限に達しない場合においては、恩給を給することとし、その金額は、最短在職年限の場合に給される恩給金額から、その年限に不足する年数に依り、一定の割合をもつて減額したものとする。また、軍人恩給停止制限当時恩給を給されてゐなかつた者に対しては、国家財政の現状を考慮し、恩給給与の公平な取扱を期する等のため、その恩給の基礎在職年に算入される旧軍人軍属としての在職年は、原則として旧軍人軍属としての引続く七年以上の実在職年に限ることとしたそうとするのがその第一であります。この法律案の附則第九条、第十二条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十一条、第二十二條及び第二十三条並びに附則別表第一の規定がこれに関するものであります。

次に、旧軍人軍属またはその遺族の一時恩給または一時扶助料につきましては、国家財政の現状を考慮し、恩給給与の公平な取扱を期する等のため、引続く実在職年が七年以上普通恩給所要最短在職年限未滿の者またはその遺族に、これを給することとし、また兵たる旧軍人またはその遺族に對し

ては、従来一時恩給または一時扶助料は、給されてゐなかつたのであります。が、在職年に対する加算年を除いて実在職年のみによつて在職年を計算することとしたため、もしも在職年に對し加算がつけられたとしますならば、年金恩給を給せられた者も少くないことを考慮いたしまして、これらの者に対しては、一時恩給または一時扶助料を給することとし、これらの恩給は、国家財政の現状にかんがみ、昭和二十九年、三十年、三十一年の各一月の三回に分割支給することとし、年六分程度の利子を付することとしたそうとするのがその第二であります。この法律案中、附則第九條第一項第三号及び第四号、同條第二項、第十條、第十一條、第十二條、第十四條、第十六條、第十八條、第二十一条並びに第三十条の規定がこれに関するものであります。

次に、公務傷病者たる旧軍人軍属は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件によつて、現在増加恩給第六項証以上の症状の者は増加恩給のみを、またそれ以下の症状の者は傷病賜金を給されてゐるのであります。が、今後は他の公務員と同じように、これらの者に對し、改正後の恩給法の規定によつて増加恩給または傷病賜金を給し、増加恩給を給する場合に、普通恩給を併給することとし、また下士官以下の輕度傷病の旧軍人で傷病賜金第一目証及び第二目証に該当する者には、その傷病程度に應ずる傷病賜金を給することとしたそうとするのがその第三であります。この法律案中、附則第十五條、第十九條、第二十条及び附則別表第二及び第三の規定

は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件によつて、現在増加恩給第六項証以上の症状の者は増加恩給のみを、またそれ以下の症状の者は傷病賜金を給されてゐるのであります。が、今後は他の公務員と同じように、これらの者に對し、改正後の恩給法の規定によつて増加恩給または傷病賜金を給し、増加恩給を給する場合に、普通恩給を併給することとし、また下士官以下の輕度傷病の旧軍人で傷病賜金第一目証及び第二目証に該当する者には、その傷病程度に應ずる傷病賜金を給することとしたそうとするのがその第三であります。この法律案中、附則第十五條、第十九條、第二十条及び附則別表第二及び第三の規定

定がこれに関するものであります。

次に、すでに退職し、または死亡した一般公務員またはその遺族のうちには、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件により、旧軍人軍属としての在職年を計算されて、少額の恩給を受け、または恩給を受ける権利を失つた者も少なくないと思われまが、このたび、旧軍人軍属及びその遺族に恩給を給しようとするのに伴い、これをも旧に復するの適當であると考えられますので、これらの者につきましては、旧軍人軍属としての在職年を通算して、新たに恩給を給し、または現に受ける恩給を改定いたそうとするのがその第四であります。この法律案中、附則第二十條、第二十一條、第二十二條及び第二十三條の規定がこれに関するものであります。

以上のほかに、連合國最高司令官により抑留または逮捕せられた有罪の刑に処せられた者及びその遺族は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の留守家族の実情に顧み、この際一定条件のもとに恩給を給し、当該留守家族の請求に応じて支給するようにいたし、また旧軍人軍属及びその遺族に対し、恩給を給しようとするに伴い、現在実施されている戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付との引継ぎ等の経過的措置を講じ、なお恩給受給者の恩給担保金融の道を開くため、並びに諸特例に関する件により、現在恩給を受ける権利または資格を失つてゐるのであります。が、旧軍人軍属及びその遺族に対し恩給を給しようとするにあたりまして、これらの者の恩給をそのままに放任しておくことは適當でないと考えられますので、旧軍人軍属その他一般公

務員及びこれらの者の遺族の例により恩給を受ける権利または資格を与えることとし、ただ現に拘禁中の者につきましては、諸般の情勢からこの際その支給を停止することとし、またこの法律案は本年八月一日から施行されることになつていますが、旧軍人軍属及びその遺族等に給される年金恩給につきましては、実質的に本年四月分から給されたと同じこととなるような取扱ひをするものとし、また運送その他の外地に抑留されたまま、いまだ帰還してない人々に対しましては、その制度の改正及び法令の改廃に伴い、所要の改正を加えようとするものであります。この法律案中、恩給法第十一條第一項の改正規定並びに附則第二十六條、第二十七條、第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十二條、第三十三條及び第三十六條の規定等がこれに関するものであります。

以上がこのたび恩給法に改正を加えようとする主要な事項であります。次に予算について申し上げます。本年度予算に旧軍人等の恩給費として計上された金額は四百五十億円であります。その内訳は、普通恩給、二十九億二千六百五十万円、増加恩給、二十二億六千五百万円、公務扶助料、すなわち戦没者の遺族等に給される扶助料、三百六十九億一千五百万円、普通扶助料、すなわち普通恩給受給資格者が在職中死んだ場合その遺族に給される扶助料、十一億九千九百二十五万円でありまして、以上が年金恩給の金額であり、年金恩給の総額は、四百三十三億五千七百五十万円でありまが、今申し上げました増加恩給と公務扶助料につきましては、これらの恩給

を給される者に扶養家族あるいは扶養遺族があります場合には、その恩給金額に若干加給される金がありまして、ただいま申し上げました年金額は、すべてこれらの加給金額を含んだ金額であります。

次に一時金として計上されました一時金たる年金恩給について申し上げます。一時金たる恩給といはしましては、傷病賜金、一時恩給、及び一時扶助料とありますが、その一時金たる傷病賜金、これは傷病者に給付される一時金であります。一億四千四百万円、一時恩給、一時扶助料の両方の金額が十五億五千三百二十五万円でありまして、以上總計いたしまして四百五十億円となつておるのであります。次に、右に申し上げました年金恩給受給者の推定人員について申し上げます。普通恩給受給者推定人員二十万二千人、増加恩給受給者推定人員四万五千人、公務扶助料受給者推定人員百五十万四千人、普通扶助料受給者推定人員十七万三千人であり、總計百九十二万四千人であります。普通恩給受給者のうちで、若年者たるが故にその恩給の全額を停止される者は、右に申し上げました普通恩給受給者の推定人員のうちには含まれていません。次に、各種年金恩給につきまして、年金恩給総額に対する割合について申し上げますと、普通恩給の金額は年金恩給の総額の七〇%、増加恩給の金額は年金恩給の総額の五%、公務扶助料の金額は年金恩給の総額の八五%、普通扶助料の金額は年金恩給の総額の三%であります。次に、各種年金恩給受給者人員の年金恩給受給者總人員に対する割合について申し上げま

上げますと、普通恩給受給者の人員は年金恩給受給者總人員の一%、増加恩給受給者は年金恩給受給者の二%、公務扶助料受給者の七八%、普通扶助料受給者は年金恩給受給者の九%になつておるのでございまして、今度措置によつて給される恩給の大部分のものは、戦没者の遺族と割合に傷病の重い傷病者、すなわち、増加恩給受給者に給される恩給となつておるのであります。

金額の点から申しますと、年金恩給の総額に九〇%は戦没者の遺族と、割合に傷病の程度の重い傷病者に給されるのであります。老齢軍人などの遺族に給される恩給は總額の三%であり、生存しておられる老齢軍人等に給される恩給の金額は總額の七%くらいに過ぎません。傷病賜金支給の所要経費として、予算に計上されてゐる金額は、一億四千四百万円でありまして、これは従来の裁定の実績を考慮しまして計上しました金額であります。次に、一時恩給と一時扶助料につきまが、推定金額百一億七千九百万円でありまが、その支払につきましては、先ほど申し上げましたごとく年六分の利子をつけ三年間に分割支払いすることとし、本年度支払い所要経費として十五億四千万円が計上されてゐるのであります。次に、本年度予算に計上された年金恩給の四百三十三億五千七百五十万円は、四月分から十二月分までの九箇月間の恩給の経費であります。従つて一年間、すなわち、平年度経費に引直した場合におきましては、この金額は、さらに増大します。すなわち、普通恩給は三十九億二千百万円、増加恩給は三十億二千百万円、公務扶助料

は四百九十二億二千百万円、普通扶助料は十五億九千九百万円となりまして、年金恩給の合計は五百七十七億四千百万円の多額になるものと推定されます。次に、旧軍人及びその遺族に給される恩給の受給者人員は、今後年々減少するものと想像されますが、年金恩給の総額は、今後大体は、十億円から二十億円程度の割合で減少するものと見込まれるのであります。

次に、旧軍人及びその遺族の恩給受給者の人員について申し上げます。軍人恩給が廃止制限せられました昭和二十一年二月一日年金恩給を給されておつた旧軍人及びその遺族の人員は百三十六万八千人であります。軍人恩給廃止制限の際、すでに退職してゐないが、いまだ恩給を請求してゐなかつた人、または請求中であつた人、あるいは當時在職しておつた人で恩給を受ける資格を持つておつた人々の總数の推計は、その当時陸海軍の軍籍にあつた人々の人事記録によつて調査しなければなりません。ところが、御承知の通り、終戦前後のわが國の内外における混亂のため、軍人恩給廃止制限の際の陸海軍の軍籍にあつた人々の人事に関する記録は必ずしも確実に保存されてゐるとは申されません。また終戦後、平和条約の発効までの数年間は、御承知のごとく占領下にありましたために、記録のあるものについても、その整理整備は十分ではなく、記録のないものについても、そのままに放任されておつたものも少なくないように思われます。従いまして、今申し上げましたような人々の總数を推計いたしますことは、實際問題としては、なか／＼容易なことではありません。かつて、

関係当局の調査と、当局の資料とで推計いたしましたときは、従来の恩給法の規定通り給するとしますと、七百万人——これは終戦後今日までの失権を除いていないのでございますが、七百万人前後の人員に達するものと推計されたこともあります。こういう人員でありますと、年金恩給の総額は、おそらく二千億円前後になるものと想像されます。ところで、その後、関係当局から新たに報告されましたものと、従来から当局にあります資料とにより推計しますと、年金恩給受給者の人数は、従来の恩給法により給するとしました場合三百六十万人と推計され、その年額は千五百億円前後の金額になるものと思われまゝ。かかる多額の年金恩給を給することは、現下の脆弱な国家財政のもとにおいては困難なこととありますので、国定財政の許す範囲内において、できる限りの措置をして恩給を給することとして、今回の法案は立案いたしました次第でございます。

○稲村委員長 次に保安庁法の一部を改正する法律案を議題としその質疑を行います。質疑の通告があります。高瀬君。

○高瀬委員 私は二、三保安庁長官に質疑を行いたいと申します。二、三日来なか／＼保安庁長官の所見をただす機会がなかったものであります。昨日も本日も懸案になりたいわゆる秘密会の問題についてでありまして、なぜわれ／＼が保安庁長官にかつての旅行中の談話その他について所見をただしておつたか、その理由は、これが公式であらうと非公式であらうとおそらくMSAの受入れの問題について非常に

密接な関係があるからであらうという推察のもとに、当委員会が木村長官の談話を問題にしておつたのだらうと思ふのであります。従つてその点についてはたび／＼のわれ／＼の質疑について保安庁長官は、MSAの受入れの問題とは関係がないということを言明されておられるようでありまして、しかしながら私は、それでは長官はMSAの受入れについて何らの試案を持つておられないのかどうか、この点を私は重ねてどういふようでありまして、はつきりと伺つておきたい、こう思うのであります。

○木村國務大臣 お答えいたします。私はMSAに関係して何ら計画を持つておるわけではございません。この点については私九州へ旅行の途次随行いたしました新聞記者にも、明らかにこれを申し上げる次第であります。実はMSAの問題は最近に起つたのであります。が、当時われ／＼といつてはMSAの内容について何らわかつていないのであります。これに基づいて計画を立てるといふようなことはできかねるのであります。現在の段階におきまして、まだMSAの内容は承知いたしておらないのでありますから、それについて計画を立てるといふふうな段階には至つていないのであります。

○高瀬委員 そういたしますと、政府は明らかに一日付の公式文書をもつて、アメリカ側にMSAの要請をするということをきめておられるようでありまして、従つて保安庁長官の管轄下にある保安隊の問題などについて、今の状態でMSAを受けるおつもりでおられるのかどうか、この点木村長官に伺つておきたい。

○木村國務大臣 もとよりMSAを受けるにつきましては、その内容を十分承知いたしまして、それに基いて計画を立てて行くべきものであると考えております。そこで私は記者諸君に対して、まず前提をいたしまして、今の保安隊はどうなるかという質問があつたのであります。これに對して私は、現在の段階においては増員は考えていない、ただ訓練の強化と内容の充実をはかつて行きたい、これがわれわれの今の気持だ。MSAの受入れについては、現在の段階においては内容はわかつていないから、何とも言えない、こう申したのであります。

○高瀬委員 どうも先日の参議院の総括質問で、堀本君であつたかだれであつたか記憶いたしません。が、吉田さんは自衛力——これはおもに国内の自衛力だと思ふのであります。が、いわゆる自衛力の漸増というものはわれ／＼の議論だ、こういうことを言つておられる。しかし一方保安隊の問題に触れると、保安隊は全然われ／＼は増強する意思はない、こういうことを言つておられ、木村長官もその点は同じように意見を述べておられる。そういういたしますと、MSAを受けるということが目前に迫つておる今日、受ける場合はただいふゆる名目上の変更、こういうことで受けるつもりでおられるのかどうか、この点をきつて伺つておきたい。

○木村國務大臣 もとより御承知のように、安保条約におきましても、自衛力の漸増を期待するといふことをいつておるのであります。が、自衛力の漸増をいかなる形でやるかということに

ついては、何ら触れておりません。われ／＼は自衛力というものは、つまり物心両面における国家の総合力を増進して行くことが、自衛力の漸増である。保安隊の増強もその一面であるが、そればかりに限つたものではない。しかし保安隊をいかにして増強して行くかという問題は、今後の問題であつて、現段階におきましては、今申し上げます通り、増員せず質的向上をはかつて行くことが妥当ではないか。MSA受入れ後のことは、これはどうなるかわかりません。国会において十分御審議を願つてやるべきものであると私は考えております。

○高瀬委員 ただいまのようなお説によりまして、日本政府の考えておられることは、おもに経済援助であつて、いわゆる武力の援助というものは従であるといふふうな考えでおられるように私は了解せざるを得ないのであります。しかもMSAを受けるに至る、アメリカに要請することを決定するまでの日米間の交換文書を私は見たのですが、その交換文書について、私はぜひとも木村長官の所信をただしておきたい点があるものであります。結局かいつまんで言いますと、この援助の基本的目的、それから援助受入れ後の防衛と経済の關係、こういう点について日本の政府の考えていること、アメリカ側のいふゆる交換文書による返答とは、根本的に食い違つてゐる、こういう点を私は発見して非常に驚いてゐる一人なのであります。この点につきまして日本側の考えていることは、要するに経済の主体性を確立する。たとえば日本経済の安定あるいは発展といふのが、防衛力漸増の根本的條件であるか

ら、われ／＼は日本の経済の安定あるいは発展といふことをまずきめなければ、自衛力の漸増といふことはやらない。従つて日本としては経済態勢の確立といふことがおもだ、こういう角度でアメリカ側にMSAの援助を、相互安全保障条約のようなものの締結を要請している節がある。ところがアメリカ側としては全然それと違つたので、なほ日本経済の安定といふことは必要條件ではあるであらうけれども、とにかく個別的または集団的自衛能力の増進といふことを欲している。日本の方は国内の安全と自衛、これを英語ではホーム・ディフェンス、それからアメリカの方ではインディヴィデュアル・オア・コレクティブ・セルフ・ディフェンスといふ言葉を使つてゐるようでありまして、従つて非常に日本の自衛態勢の確立に關する根本的考えが、日本政府とアメリカ政府との間に大きな開きがあるといふことを私は発見したわけでありまして、従つてこういう点について、これを突き詰めて参りますと、木村長官が今のままでたとえばMSAを受けるにしても、われ／＼は国内防衛の態勢だけを確立すればいいと言つておられます。アメリカ側は個別的、集団的自衛態勢の増進といふことを言つておるのでありますから、いふゆる木村長官が考えておられるところの自国の防衛、こういうことだけではなく、自国と相互援助を約した外国についてもその防衛を援助する、こういうふうなことになるのでありますから、非常に私は問題であると思ふ。しかも木村長官は、この前われわれ同僚議員の中村梅吉君の質問に對して、将来もし日本の自衛という問題を

考えるならば、集団自衛の見地からこれを考へて行きたいということを言われたことを、私ははつきりと記憶しておるのであります。従つてこれはどうしても、日米交換文書の点から考えましても、やはりアメリカ側とM S Aの交渉に入り、これをいづゆる公式の条約で結ぶためには、われ／＼は単に国内の治安と自衛を確保するだけでなく、もう一つ個別的または集団的自衛の能力を増進する義務を負わされると思ふのであります。ですからどうして木村長官の考へているように、ただ何ら案がないとか、あるいはM S A問題については今後の問題であるから、これから考へるというのでは、どうして問題にならぬと思ふのであります。この点について私ははつきりと、木村長官のいづゆる日本の自衛という問題について、単に国内だけの自衛という問題では、日米相互間に非常に意見の相違があるわけでありまして、成り立たないと思ふ。そこで結局日本の置かれた国際的立場から考へて、いづゆる自衛計画というものをはつきり打立てて、それによつて相互の了解点に達するほかはない、かように考へておりますから、私はこの際進んで、この点についての木村長官の明確なる御意見を拝聴したい、かように考へます。

○木村國務大臣 御意見まことにごもつともであります。この間の交換文書によるアメリカ側の回答を見ましても、「日本をしてその国内の治安を維持し、かつ、平和条約第五條(c)項において保証されている自衛的な個別的または集団的自衛の固有の権利を一属有効に行使することを可能ならしめることにより、その計画の主要目的を達成

しようとするものである。」と書いてあります。しかしこれは何ら義務づけられていないのであります。しかしながらアメリカ側といつたしましても、いづゆる集団的計画によつて世界の平和を求め、ことに自由国家群の防衛に當らうというところが目的であることは、これは顯著なことでありまして、そこでもつて日本との間にどういふことを將來やつて行くか、しかし日本といつたしましても、何よりもまず民主の安定、いづゆる経済自立が肝要である。これはアメリカも認めておるのであります。従いましてこの交換文書においても「日本に対する援助計画を策定するに當つて、経済的安定が日本の自衛能力の發展のために考慮さるべき必須の要件である。」と書いてある。そこで一体日本の自衛力増進をして行くについて、その方式をどう持つて行くかという点については、これは今後の課題でありまして、この点についてはアメリカ側との今後の十分な折衝にまつよりほかには方法はないかと思つております。しかしあなたのおつしやる通りアメリカといつたしましても、つまり集同的の計画を立てたいといふことはもちろんのことであると思ひます。そのことについて日本が今後これらにどう対処して行くかといふことは、一つに今後の折衝にまつより方法はなからうかと私は考へておる次第であります。

○高瀬委員 ただいまの木村長官のお話もつともありますが、いやしくもアメリカ側の言つてゐる経済的安定は必須の要件である。まさにこれはエッセンシャル・エレメントといふ言葉を使つてゐるようであります。しかしながら吉田内閣の考へてゐることは経済

の主体性の確立といふことをまず第一条件に言つて、これがきまらなければいづゆる日本の自衛力の確立という積極的な態勢には入つて行かぬという前提、すなわち経済的安定と發展といふものは日本の自衛力強化には先決問題であるといふふうに吉田内閣は考へてゐる。ところがアメリカ側は、それはいづゆるエッセンシャル・エレメント、必要な要件であるけれども、先決条件であるとは考へてゐない。ここにアメリカ政府と吉田内閣との考へる相違があると思ふ。だからもしアメリカ政府がどういふ考へを持つてゐるならば、吉田内閣はアメリカの政府と交渉をしてもなか／＼とまならない。どうして木村長官の主管してゐるころの日本の自衛力の確立という問題については、違つた角度からあなた日本の自衛、国内の問題というものを考へざるを得ないと思ふのです。この点はいかがですか。

○木村國務大臣 これについては御説の通り私はごもつともであらうと思つております。M S Aを受入れるにつきまして、アメリカ側と十分折衝の上で、われ／＼は今後の自衛態勢をどうするかといふことを決定して行きたいと思つております。しかしここで忘れることのできないことは、どうしても日本の財政力とマッチしていなければならぬ。日本の財政力を破壊するやうなことであつては、われ／＼は自衛力の漸増といふこともできないと思つております。これをいかにマッチして自衛の態勢を整えて行くかといふことにつきましては、われ／＼は大いに研究を要する点である、こう考へております。

○高瀬委員 それでは結局日本の自衛態勢といふものについては、今後急速に新しい角度から自衛態勢を確立されることに相なるかと私は了解いたしました。従つてそのことについては、相互安全保障条約を日本とアメリカが結ぶことに相なると思ひますが、前提条件としてどういふふうな違つた角度から新しい自衛計画を立てて、それを基礎にして相互安全保障条約を結ぶといふことに相なると思ひますので、その際は、M S Aと関係があると思はれたやうなかつて九州の談話と違つて、はつきりした自衛計画を立てて、そうしてそれを条約締結前に必ず国会にお示しになるかどうか、これをひとつ伺つておきたい。

○木村國務大臣 その前にここで発表するかどうかといふことは、これは問題であります。少くともM S Aを受入れるにつきまして、アメリカ側の意向も十分承知して、そうして双方の意見が合致する点におきましては、その方針に基いて自衛計画を立てて行きたい、こう考へております。

○高瀬委員 そうしますと、新しい方針に基いた自衛計画は、必ず国会のおられ内閣委員会なりあるいは予算委員会に御提案になつて、その審議の後、この相互安全保障条約を国会の議を経てお結びになるかどうか、これは非常に重大ですから、私はその点を念を押して聞きたい。

○木村國務大臣 その点手続上の問題ではつきり申し上げることはできませんが、少くともM S A受入れにつきまして、われ／＼といつたしましては今後自衛態勢をどうすべきかといふことに

ついて、十分研究して、計画ができましたら私はお見せして御考慮を願ひたい、こう考へております。

○高瀬委員 それから特にこの前安全保障条約を結んで、行政協定を国会の審議を経ずに通してしまつた。しかしわれ／＼としてはこれも当然国会の議を経るべきものであると考へてゐるが、特にM S Aの問題に關する条約は、当然国会の事前の承諾を得なければ私はいかぬと思ふのであります。従つてこの点は非常に重大なのであります。この国会が休会になつたりあるいは国会がないときに、政府はかくのごとき重大なる問題を国会に何らの了解を得ずに結んで、条約の事後承認の形を、これは憲法違反ではないと思ふやうな状態が再びやられることは、非常に国会無視でもあるしわれ／＼も重大な関心を有し、これについてはわれわれはぜひとも確認しておきたいところでありまして、少くともあなた的主管事項について、これはすなわち条約そのものであります。この際明確なる御回答を願つておきたい。

○木村國務大臣 条約につきましては、もちろん国会の審議を受けたかと思つております。それらはかの点については十分考慮いたしたいと思ひます。

○高瀬委員 それではただいまのやうな御趣旨によつて、もし本国会中にその議がなかつたならば、たとえば臨時国会を開いてもさういふおとりはからいになることを私は希望し、またそれがかたく信じておりますが、いかがですか。

○稻村委員長 委員長より申し上げます

すが、予算委員会で木村長官の出席要求がありますので、内閣委員会においては、長官に対する質疑は次会に続行いたします。

本日はこの程度にとどめ、次会は月曜日午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

内閣委員会議録第四号中正誤

頁段 行

一五 「九行」及び「十行」を削る。

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局